

# 「竹島問題を学ぶ」講座 第7回

平成20年12月14日(日)

於：島根県立図書館

午後1時30分より

## 1. 講師紹介

島根県総務部総務課竹島担当管理監 山岡 尚

## 2. 「天保竹島一件」－今津屋八右衛門について－

浜田市文化財審議会委員

森須 和男

2008 年 12 月 14 日 (日)

於：島根県立図書館集会室

浜田市文化財審議会委員 森須和男

## 「(天保)竹嶋一件」

### 一 今津屋八右衛門について 一

#### 1-1 はじめに

「(天保)竹嶋一件」とは、天保 7 年(1836)に発覚した、石見国浜田の今津屋八右衛門等が起こした「竹嶋渡海一件」のことを指す。

現在の韓国領鬱陵島(江戸時代の日本では竹島)に渡り、草木を持ち帰り、大坂で売捌いたことがわかり八右衛門は天保 7 年 12 月 23 日死罪となった。天保 8 年 2 月には幕府は全国に対し竹嶋への渡海禁止の触書を出し、板礼を高礼場に掲げるよう命じた。

詳しくは「石見学ブックレット 3」「八右衛門とその時代」(2002 年)の照覧を。

#### 竹嶋渡海一件の処罰等

町人		武士	
死罪	1 人	死罪	1 人
吟味中病死(大坂)	3 人		
吟味中病死(江戸)	3 人		
吟味以前病死	2 人	自害・切腹	2 人
病死(存命なら永牢)	1 人		
大坂永牢	2 人	永蟄居	1 人
追放	5 人	役儀取上押込	2 人
急度叱り	4 人	押込	6 人
過料	1 人	急度叱り	1 人
小計 22 人		小計 13 人	

#### 1-2 会津屋ではなく今津屋のわけ

#### 1-3 現在の領土認識についての歴史認識

根本的な認識の違いは日本、韓国とも歴史的に見ても我国固有の領土であると主張していることである。

現在の竹島（韓国名 独島）について日本の見解は竹島は鬱陵島の属島ではない。韓国は独島は鬱陵島の属島であるという見解をもっている。

1-4 天保竹嶋一件当時の竹嶋（鬱陵島）、松嶋(竹嶋)について、国の境の認識

- A. 対馬藩
- B. 鳥取藩

寛文6年(1666)7月 朝鮮国漂着大谷船

伯耆国		隠岐国	
上乘	1人	鮑突	3人
船頭	1人		
鉄砲打	2人		
鍛冶	1人		
舟大工	1人		
楫取	1人		
桶大工	1人		
水夫	4人	水夫	6人
小計 12人		小計 9人	

「竹嶋江渡海之次第先規より書付之写」より

- C. 松江藩及び隠岐
- D. 朝鮮国
- E. 浜田藩
- F. 大坂町奉行所
- G. 江戸町奉行所
- H. 評定所及び老中
- I. 今津屋八右衛門

竹嶋之方相止松嶋之方渡海いたし試可申分被仰聞候趣三兵衛申聞候付松嶋之儀ニ而見込無之候得共江戸表へハ右嶋之名目残以竹嶋へ渡海いたし試萬一外ニより相渡候付ハ漂着之姿ニ申唱候・・・

松嶋地先をも罷通り候節船中より見受候処果而小嶋ニ而樹木等も無数更ニ見込無之場所ニ付能々上陸不致其俣乾之方へ乗廻同七月二十一日竹嶋へ着船・・・

嶋之次第私自筆ニ而絵図ニ写取・・・

被召捕吟味請右竹嶋ハ朝鮮持地ニ而渡海御制禁之次第始承重々恐入後悔仕候事

「竹嶋渡海一件記 全」より

竹嶋ヲ朝鮮国附属之地とは不弁旨・・・

右嶋ハいづれ之国地とも難差極・・・

右最寄松嶋江渡海之名目を以竹嶋江渡り・・・

異国之属嶋江渡海いたし立木等伐採持帰ル始末御国体江對し不輕儀不届ニ付死罪申付ル

「無宿狩込一件」(石州松原浦無宿八右衛門一件 天保7申)より

#### 1-5 今津屋八右衛門の竹嶋絵図について

#### 1-6 おわりに

今回の講座は天保竹嶋一件当時の国の境について人々及び国がどのように考えていたかを当時の資料により示したものです。

これらの資料を客観的にみて各々考えてみて下さい。

### そのほか

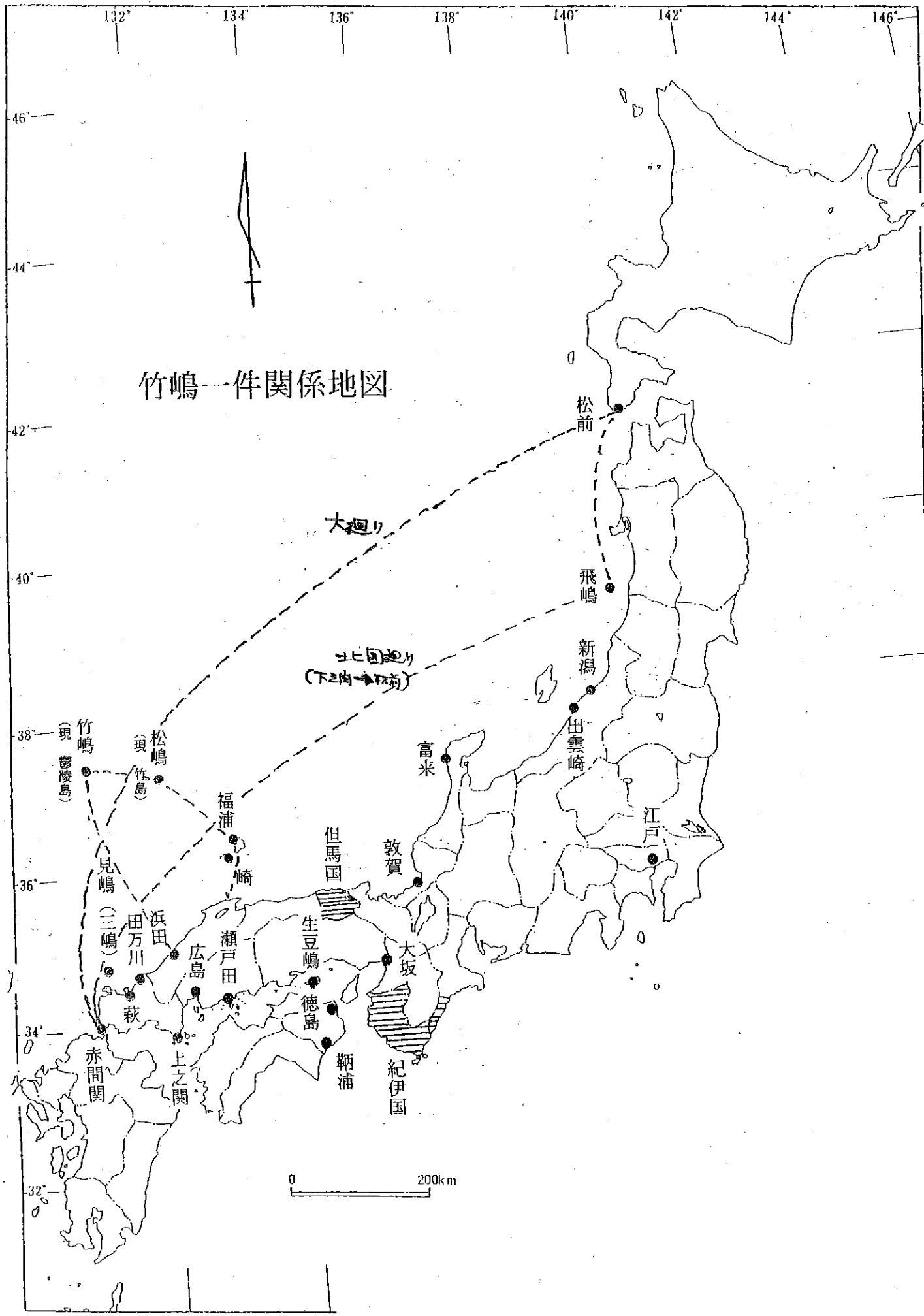
#### 2-1 明治期の島名混乱の要因

- A. 西洋地図・海図
- B. 対馬藩から明治政府外務省への外交権及び交易権の移管
- C. 旧幕府から明治政府への外交及び海外情報等に関する文書の引き継ぎ
- D. その他

#### 2-2 (県) 一覧概表・統計表・統計書について

#### 2-3 李承晩ラインと浜田について

御静聴ありがとうございました。



竹嶋一件関係地図

大廻り

北国廻り  
(下之内→上之内)

竹嶋  
(現 鬱陵島)

松嶋  
(現 竹嶋)

福浦  
崎

見嶋  
(三嶋)

田万川  
萩

赤間関

上之関

廣島  
瀬戸田

生豆嶋  
徳島

但馬国

敦賀

大坂

鞆浦

紀伊国

富来

出雲崎

新潟

飛嶋

松前

江戸

0 200km